

令和3年第10回 階上町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年10月12日(火)午後2時00分から午後2時35分

2. 開催場所 階上町役場 3階 委員会室

3. 出席委員 (8人)

	2番	笹山	勝彦
	3番	荒道	秀雄
	4番	鹿原	仁
	6番	阿部	範彦
	8番	長根	義則
	10番	中城	司
	12番	土橋	剛
会長	14番	百目木	憲一

4. 欠席委員 (6人)

	1番	坂	政和
	5番	堰合	とし
	7番	浜谷	秀雄
	9番	久保	雅庸
	11番	郷州	公典
会長職務代理者	13番	横道	文男

5. 出席農地利用最適化推進委員 (2人)

石鉢地区	森	正浩
道仏地区	糸坪	岩雄

6. 欠席推進委員 (6人)

鳥屋部地区	堰合	繁
金山沢地区	向井	成男
田代地区	水合	達徳
登切地区	清水頭	保孝
赤保内地区	桑原	英世
大蛇地区	上山	清治
小舟渡地区	平戸	三雄

7. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 報告第 7号 農地の転用事実に関する照会について
- 第4 報告第 8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理  
について
- 第5 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の  
許可について
- 第6 議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の  
転用許可について
- 第7 議案第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可  
に係る意見について

8. 農業委員会事務局職員

参 事 (事務局長)	引敷林 広 貴
総括主幹 (事務局次長)	森 淳
総括主幹	境 祥 子

## 9. 総会の概要

議 長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 2 名です。農業委員の数が過半数に達していますので、令和 3 年第 10 回階上町農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>日程第 1、「会議録署名委員の指名について」を議題とします。</p> <p>会議録署名委員は、議長において、3 番 荒道委員、4 番 鹿原委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会期は本日 1 日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>これより、議事に入ります。</p> <p>日程第 3、報告第 7 号「農地の転用事実に関する照会について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>報告第 7 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>1 ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p> <p>報告第 7 号の詳細についてご説明いたします。</p> <p>本件は、青森地方法務局八戸支局より昭和 56 年 8 月 28 日付け農林水産構造改善局長通知に基づき、依頼の日から 2 週間以内に回答することとされていますので、局長において報告したことについて農業委員会に報告するものであります。</p> <p>番号 9 の詳細ですが、本農地は地続きでつながる農地 2 筆であり、昭和 56 年頃に農業施設・豚舎として建物 2 棟、ビニールハウス 1 棟及び作業小屋 1 棟を建設。その後、しいたけ栽培用施設として使用されています。今回、地目が畑になっていることが判明し、地目変更登記を法務局に申請されたものです。農地法違反ではございますが、建物自体が築 40 年以上経過し、復旧命令には該当しないと考えますので、現況非農地 宅地として報告したものです。</p>

	<p>続きまして、番号 10 の詳細ですが、本農地は山林に囲まれた農地・畑であり、隣接している山林と同様の様相、杉林となっていることから、同時期に植林されたものと推定され、おおむね 30 年から 40 年程度経過していると推定できます。本来は、農地転用申請の必要がありますが、申請されておらず、相当年が経過していることや農地として再生しても今後継続利用が望めないことから、復旧命令は行わないことといたしました。よって、現地確認の結果、現状と同様と判断いたしましたので、非農地 山林として報告したものです。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号 9 の地区担当の森推進員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>9 月 27 日午後 2 時より、会長、事務局長、次長、郷州委員、私の計 5 名で現地確認を行いました。詳細については、事務局の説明のとおりです。しいたけ栽培ということで、建物が建っていました。きのこ栽培は林業ということを知りました。以上、報告します。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。続きまして、番号 10 の地区担当の糸坪推進員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10 月 1 日午後 2 時 45 分、会長、事務局長、次長、荒道委員と私の 5 名で現地確認をいたしました。農地とはかけ離れた山林という状態でした。詳細は事務局の説明のとおりです。ご審議のほうよろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
会 長	<p>無いようですので、報告第 7 号「農地の転用事実に関する照会について」の件を終了します。</p> <p>次に日程第 4、報告第 8 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通</p>

事務局	<p>知書の受理について」の件を議題とします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、<u>報告第8号</u>について朗読します。 <u>2ページ</u>をお願いします。【議案朗読】</p>
	<p>報告第8号の詳細について説明いたします。 本件は、借受人が貸渡人より借用して耕作している農地について令和10年2月までの貸借期間がございますが、今回、貸渡人から借受人に贈与することになったので、双方合意のうえ解約するものです。解約をした日に引渡しをすることになっていることから、第18条第1項の但し書きに該当するので、同条第6項により1カ月以内の届出となっていることから、受理したものです。 以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 番号3の地区担当の水合推進員であります。本日都合により欠席ですので、土橋委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p>
委員	<p>私のほうから説明させていただきます。10月1日午後1時30分頃、会長、事務局長、次長、私、水合推進員、行政書士の6名で確認しました。申請人は高齢で後継者に譲りたいということでございまして、借受人は現在は会社員ですが日曜日ごとに家に来て面倒を見ているという状況です。この方は次男ですけれど、長男は九州に居を構えていまして、借受人が後継者ということで譲りたいということです。次の案件にも出てきますけれども、そういう方向に向けての流れということで、ご検討をよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」の件を終了します。</p>

事務局	<p>次に日程第 5、議案第 21 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件を議題といたします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、<u>議案第 21 号について朗読いたします。</u> <u>4 ページから 7 ページをご覧ください。【議案朗読】</u></p>
議長	<p>議案第 21 号の詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、先ほど報告第 8 号番号 3 と同じ所有者であり、譲渡人所有の農地について息子である譲受人に贈与するもので、これまでも譲受人と農業を行ってきたところですが、譲渡人の体調不良等により今後譲受人が農業の中心となることを考え、贈与することとしたものです。現在も一緒に農業を行っていることから、農地法第 3 条第 2 項各号の規定には該当しないので、許可相当と考えております。なお、地目内に宅地、山林等も含まれておりますが、すべて農業用水の水路部分が含まれておりますので、付け加えて報告いたします。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
委員	<p>ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、土橋委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>この件については、先ほどの報告の中であらかじめ説明したとおりであり、詳細は事務局の説明のとおりです。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議長	<p>無いようですので採決します。議案第 21 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 21 号「農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について」の件は承認します。</p> <p>次に日程第 6、議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局より案件の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、<u>議案第 22 号</u>について朗読いたします。</p> <p><u>8 ページ</u>をご覧ください。【議案朗読】</p> <p>それでは詳細について説明いたします。</p> <p>本案は、借受人が代表を務める会社が、貸渡人より農地を借り受けて、非 F I T 太陽光発電による発電事業を行う計画であり、その賃貸借について申請となったものです。非 F I T 太陽光発電とは、現在の経済産業省の F I T 法固定価格買取制度の認定が必要ではなく、国民の費用負担に依存しない太陽光発電所として、現在進められている発電方式です。発電した電気を誰かが購入しなければいけないという買取義務がなく、供給された電気においては供給先にも環境価値が付加され、100%再生可能なエネルギーとして認定されている発電方式でございます。本申請地は、第 1 種住居地域と隣接しており、区域外であることからその他の第 2 種農地に区分されるところですが、階上駅より 250m、道仏公民から 290m などおおむね 300m 以内に公共施設がある農地に相当することから、第 3 種農地と判断されるものです。平成 24 年 3 月 28 日付け農林水産省農村振興局長通知により、第 2 種農地または第 3 種農地において再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、設置主体によらず農地法の規定による農地転用許可を受けて、再生可能エネルギー発電設備の設置が可能である旨の通知がされておりますので、許可相当と判断するものです。</p> <p>以上で朗読及び説明を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に関連して、番号 9 の地区担当の糸坪推進員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>10 月 1 日午後 2 時 25 分、会長、局長、次長、荒道委員、私と行政書士、所有者の 7 名で現地確認をいたしました。詳細は事務局の説明</p>

	のとおりです。ご審議のほうよろしく申し上げます。
議 長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	(「質問なし」との声あり)
議 長	無いようですので、採決します。議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
委 員	(全員挙手)
議 長	ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 22 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の転用許可について」の件は承認します。
	次に、日程第 7、議案第 23 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局より案件の朗読と説明をお願いします。
事務局	それでは、 <u>議案第 23 号</u> について朗読いたします。 <u>9 ページ</u> をご覧ください。【議案朗読】
	それでは詳細について説明いたします。 本案は、農地法第 5 条の申請で先ほど議案第 22 号番号 9 の借受人が代表を務める会社が貸渡人より農地を借り受けて非 F I T 太陽光発電による発電事業を行う計画であり、その賃貸借について申請になったものです。当町農業委員会では、県より権限移譲を受けていることから、3,000 m <sup>2</sup> 未満については独自で決定する権限がありますが、申請面積が合計で 3,640 m <sup>2</sup> となり、県常設審議委員会の意見を要し、異存なしの場合に限り許可をすることができるものでございます。本申請地は、先ほど議案第 22 号番号 6 の南西約 50m 地点に位置し、同様に第 1 種住居地域と隣接しており区域外であることから、その他の第 2 種農地に区分されるところですが、階上駅より 330m と道仏公民館から 220m などおおむね 300m 以内に公共施設がある農地に相当す



	<p>ることから、第3種農地と判断されるものですので、先ほど同様に農地法の規定による農地転用許可を受けて再生可能エネルギー発電設備の設置が可能である旨の通知がされておりますので、許可相当と判断するものでございます。</p> <p>以上で朗読並びに説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、番号1の地区担当の糸坪推進員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>10月1日午後2時20分、会長、局長、次長、荒道委員、私、行政書士、所有者の7名で確認いたしました。詳細は事務局の説明のとおりです。ご審議のほうよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局並びに推進委員の説明について質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(「質問なし」との声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、採決します。議案第23号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」の件に賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第23号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」の件は承認します。</p> <p>これにて本会議に付議された全案件が終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和3年第10回階上町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>修礼を行います。</p> <p>礼。 直れ。 ご着席ください。</p>

令和3年10月12日

議事録署名者 議長 百目木 憲一

3番 荒道 秀雄

4番 鹿原 仁